

# 学校危機管理対策 マニュアル

かほく市立高松小学校

令和7年4月作成

# 目 次

## かほく市立高松小学校 学校危機管理対策マニュアルの概要

1 意義	1
2 目的	1
3 学校安全全体計画	2
4 緊急時の対応	3
5 事故発生時の救急及び緊急連絡体制	4
6 危機対応の組織化	5
7 点検項目による点検	5
8 当面の具体的な対策	6
* 参考資料（高松小学校の報連相）	6

## 《 危機対応マニュアル 》

1 事故発生時の対応	7
2 疾病児童の措置	10
3 感染症発生時の対応	11
4 給食時の異常発生の対応	13
5 安全点検	14
6 防災計画（1）基本と自衛防災組織	15
7 防災計画（2）火災発生時の対応	16
8 防災計画（3）地震発生時の対応	17
9 防災計画（4）台風、大雪の対応	18
10 ゲストティーチャーへの対応	19
11 校外学習での対応	20
12 校内不審者への対応	21
13 校外不審者への対応	25
14 原子力災害への対応	26
15 弹道ミサイル発射に係る対応	27
16 学校への犯罪予告やテロへの対応	28
17 インターネット上の犯罪被害への対応	29
18 熱中症への対応	30
19 食物アレルギーへの対応	31

# 学校危機管理対策マニュアル

令和7年4月1日  
かほく市立高松小学校

## 〈構成〉

- 1 意義
  - 2 目的
  - 3 学校安全全体計画
  - 4 緊急時の対応
  - 5 事故発生時の救急および緊急連絡体制
  - 6 危機対応の組織化
  - 7 点検項目による定期的点検
  - 8 当面の具体的な対策
- \*危機管理マニュアル  
\*児童の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

## 1 意義

学校は子どもが安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。けれども、学校の安全を脅かす危機はどの学校においても起こる可能性があり、危機には現実的には避けることのできないものがある。この認識のもとに、学校危機に対する事前の予防や対応策等の備えをすることにより、その被害ないし被災を最小限に止めることが必要である。

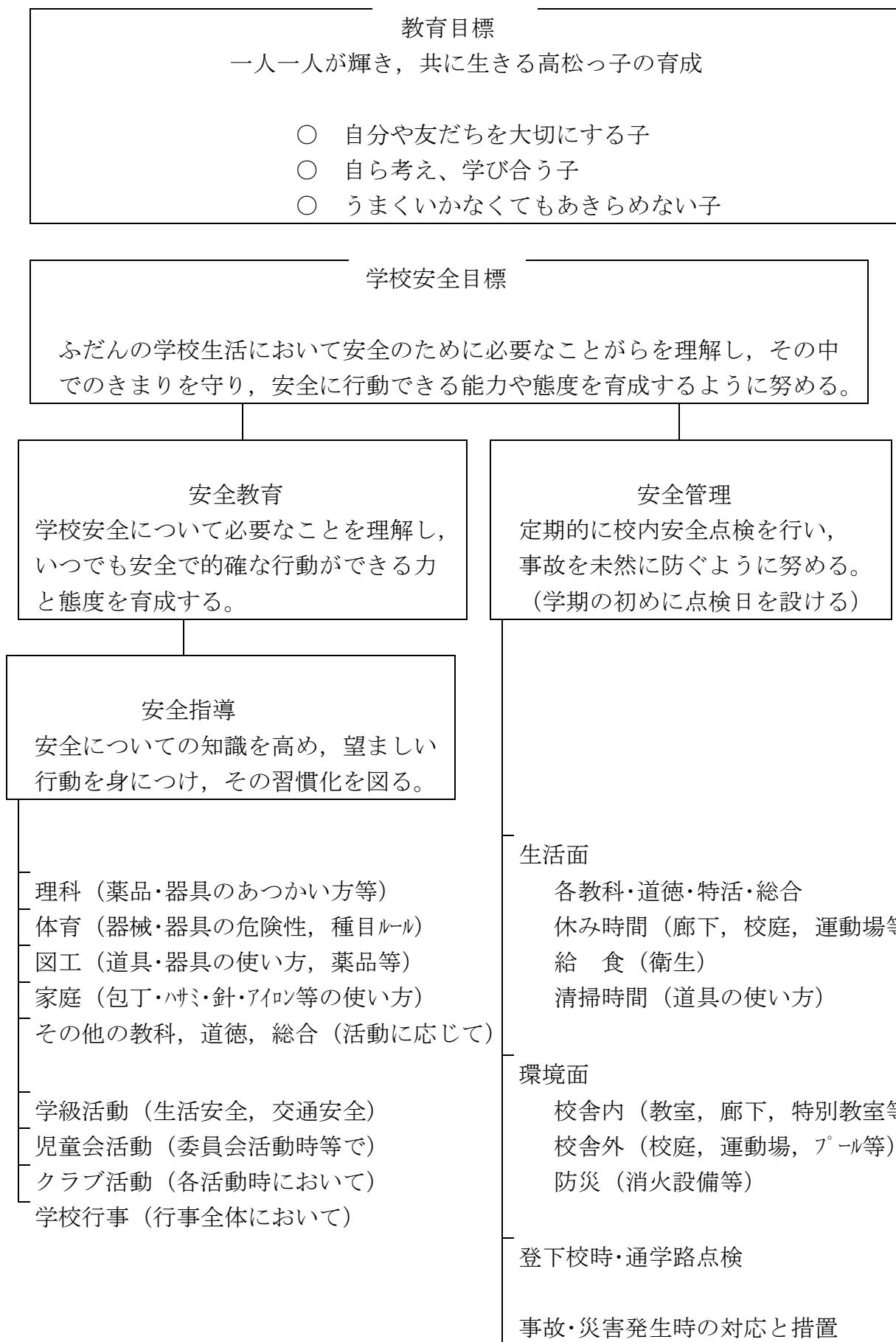
危機管理とは、人々が生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することと定義されている。

学校危機に対応するにあたって、職員は、研修や訓練等により実態に応じた実践的力量を高めて行かねばならない。その取り組みは、安全教育を通した「生きる力の育成」という教育課題と深く結びついている。このことから、危機管理対策をより実効性のあるものにしていく過程に、すぐれて教育的意義があると言える。

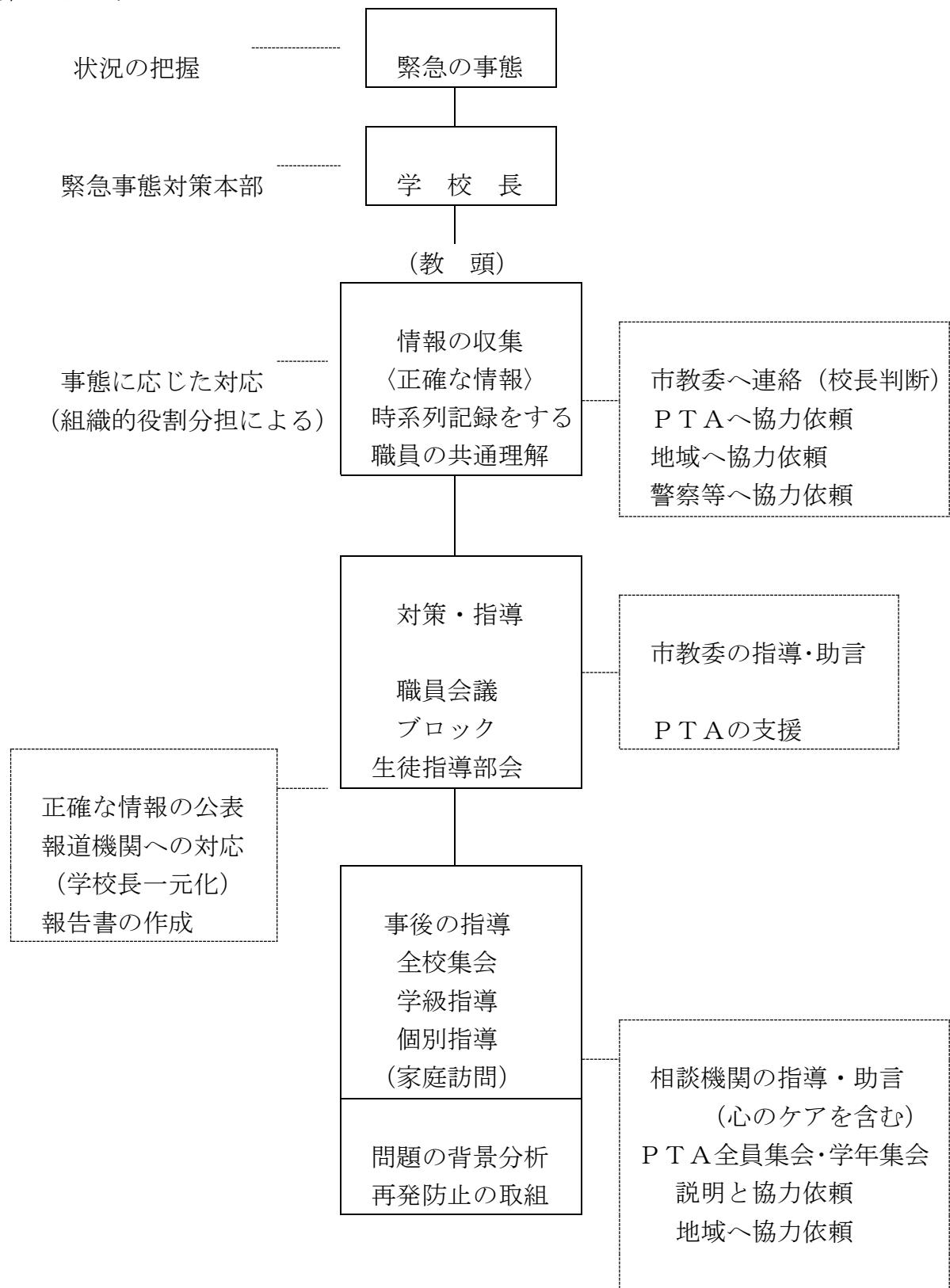
## 2 目的

- (1) 子どもと教職員の心と体、生命の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 学校の日常の教育組織とその運営を可能な限り正常に保つ。
- (3) 安全という側面から、子ども、教職員、保護者、地域の人たちとの相互の信頼関係を維持し、その発展向上を図る。
- (4) 危機はひとつの試練であるが、教育的な視点から事態に対処し、その体験と教訓を学校教育に組み込み、生かすように努める。

### 3 学校安全全体計画



#### 4 緊急時の対応



\* 慎重に すばやく 誠意をもって 組織的対応をすること

- ① 正確な事実の把握に努める
- ② 教育委員会等の関係機関の指導・助言を仰ぐ
- ③ 人権に配慮し、正確な事実を状況に応じて公表する
- ④ 保護者・地域・その他関係機関の協力を得て、心のケアと再発防止に努める

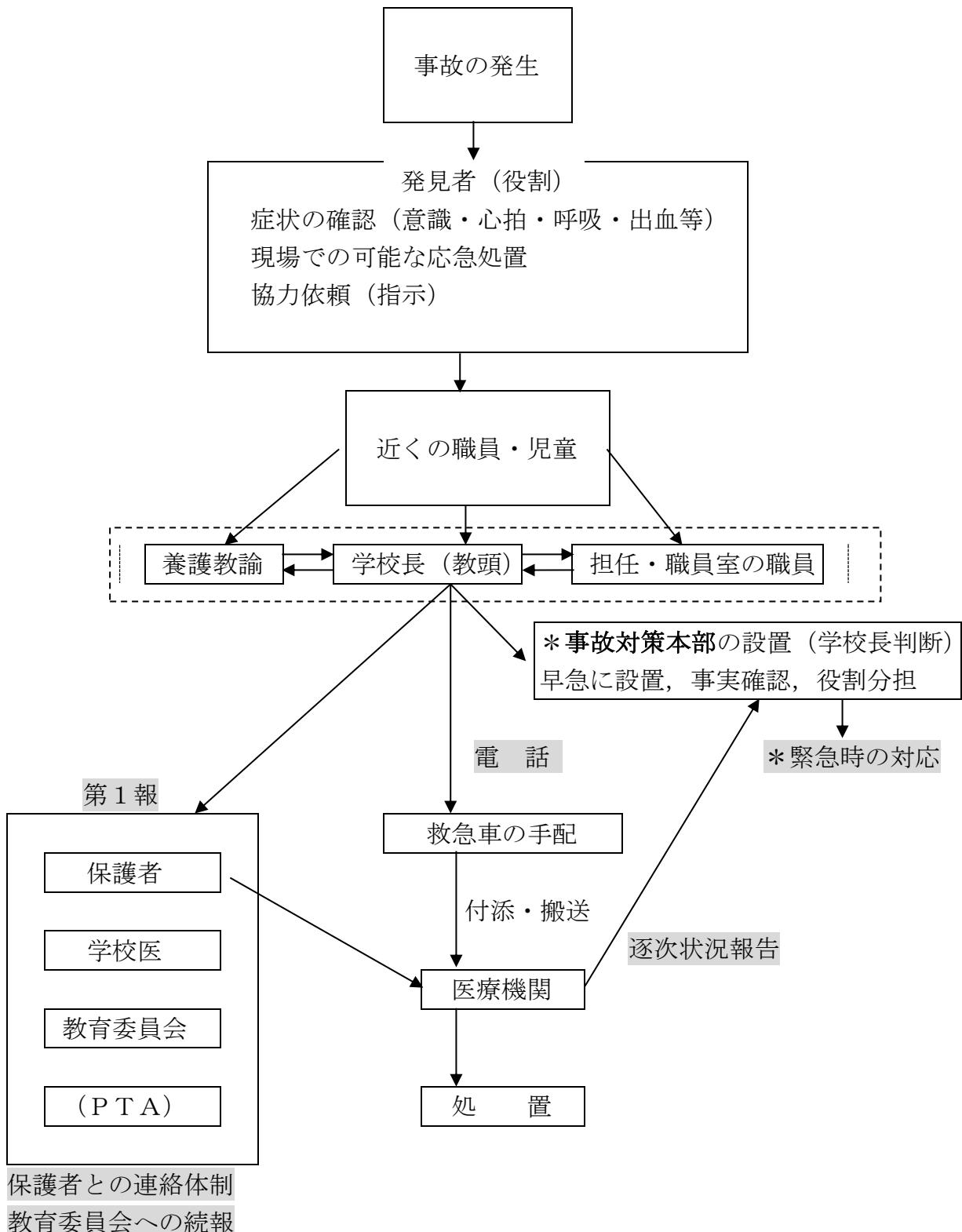
## 5 事故発生時の救急および緊急連絡体制

### 三大原則

- ① 生命維持最優先（救急処置）
- ② 冷静で的確な判断と指示（校長）
- ③ 迅速で正確な連絡

### 緊急対応例

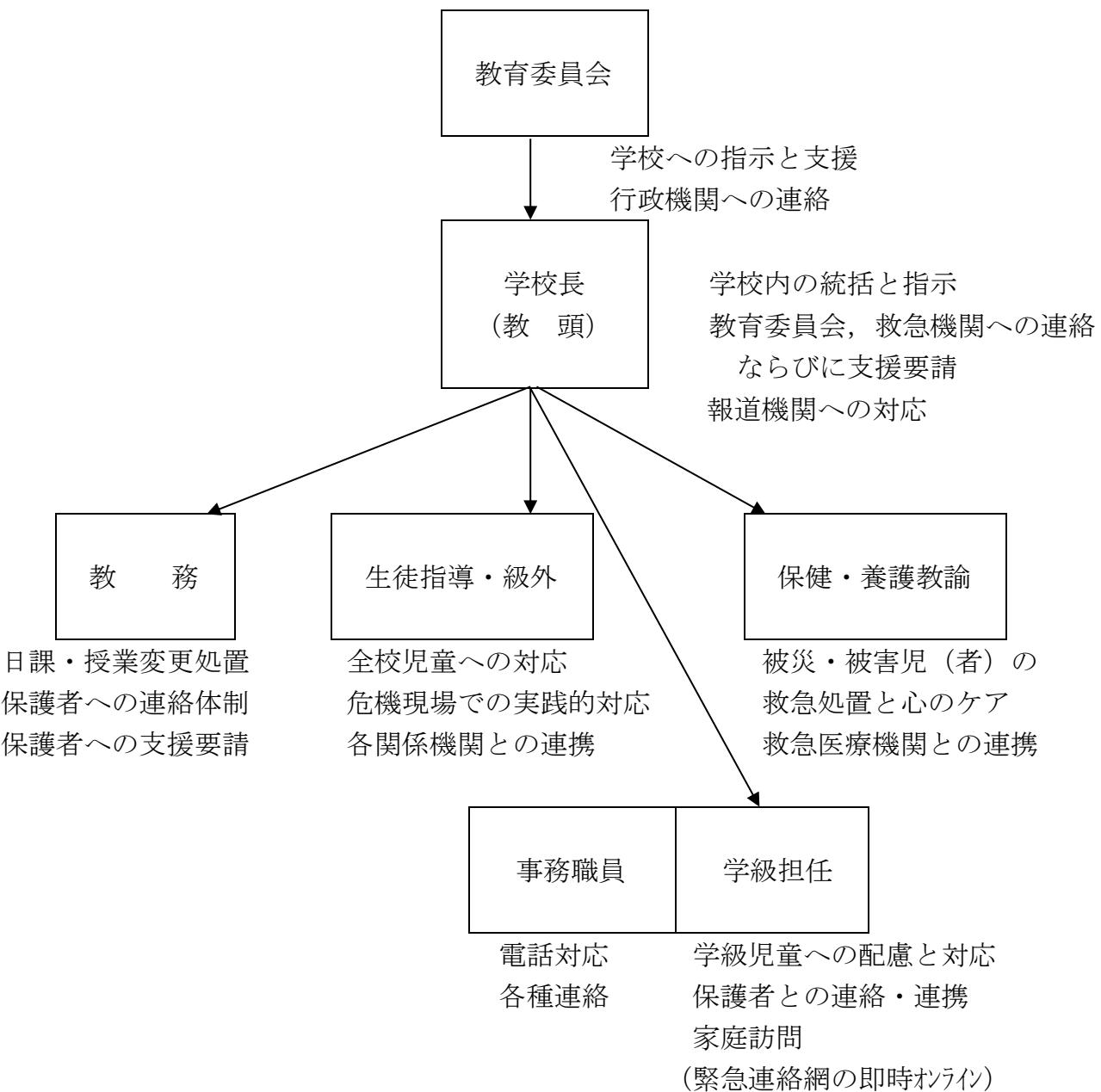
交通事故・大きなかが・火事  
水難事故・感染症



## 6 危機対応の組織化

\* 校務分掌の連携等によって、危機に的確に対応するための組織化を図っておく

危機対応の組織と役割



## 7 点検項目による点検

\* 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目例

(文部科学省・平成13年8月31日改訂)に基づき、定期的に行う。

\* 問題点や改善点があった時には、学校長に報告し、すみやかに対処する。

\* 点検活動により、職員の安全管理意識の向上を図る。

(項目は別紙資料参照)

## 8 当面の具体的な対策

- (1) 事故・事件を起こさないように、予防を念頭において学校運営に努める。
  - ① 日頃から、児童や学校環境について、安全面での実態の把握に努める
  - ② 日常的に児童への健康・安全指導、道徳指導、生徒指導を行う
  - ③ 職員自身の事故・事件にかかる意識を高め、予測や対応の資質を養う
- (4) 家庭・地域との連携による指導に努める
- (2) ハード面での対策
  - ① 地図広場からの不法侵入への対応（看板等の設置）
  - ② 校内放送（ふくろうが進入しました）＝C態勢（先生の指示に従って…）
  - ③ 教室電話から通報（職員室へ）
  - ④ 火災報知器（事後復旧をさせること）
- (3) ソフト面での対策
  - ① 来校者はインターホンで「用件・氏名」を名乗ってから職員室へ
  - ② 来校者には玄関で「氏名・社名」を来校者名簿に記録してもらう
  - ③ 危機状況を想定し、実際的な対応を考えておき、可能な訓練を実施する  
例 緊急時→「小泉さんがおいでました（＝C態勢）→早急に事態の把握  
→ 退避、避難（安全対策班、児童掌握班に分かれて対応する）
  - ④ 地域の方々に、児童の安全への関心を高めてもらい、あわせて防災・防犯という面から、学校安全協力員として、状況に合わせて支援を依頼する  
(例) 110番の家 町会長 駐在 児童民生委員 交通安全推進隊  
P T A三役・役員

### \*参考資料（高松小学校の報連相）

- (1) 校長の承認ないし許可を要すること
  - ア 日課を大きく変更したり、児童を校外に引率したりするとき
  - イ 所定時間以後に児童を残したり、休日に登校させたりするとき
  - ウ 児童に対して、特段の教育的配慮にもとづく対処をするとき
  - エ 外部の人から、校舎や備品の使用の許可を依頼されたとき
  - オ 勤務時間中にやむをえず校外に出るとき
- (2) 校長へただちに報告を要すること
  - ア 児童が校地内や登下校において負傷したり、体調を大きくくずしたりしたとき
  - イ 児童の所在が不明になったとき
  - ウ 児童や職員の所持品または学校備品が盗難にあったと考えられるとき
  - エ 児童に懲戒権を超えるような対処をしてしまったとき
  - オ 施設・設備・備品等が破損したり、危険をおよぼしたりするおそれのあるとき
  - カ 保護者等より、学校に対して特別な要望事項があったとき
  - キ 児童の家庭で事故や災害があったのを知ったとき

## 危機対応マニュアル 1

# 事故発生時の対応

目的 学校内で発生した事故への迅速かつ適切な対応  
分掌 養護教諭

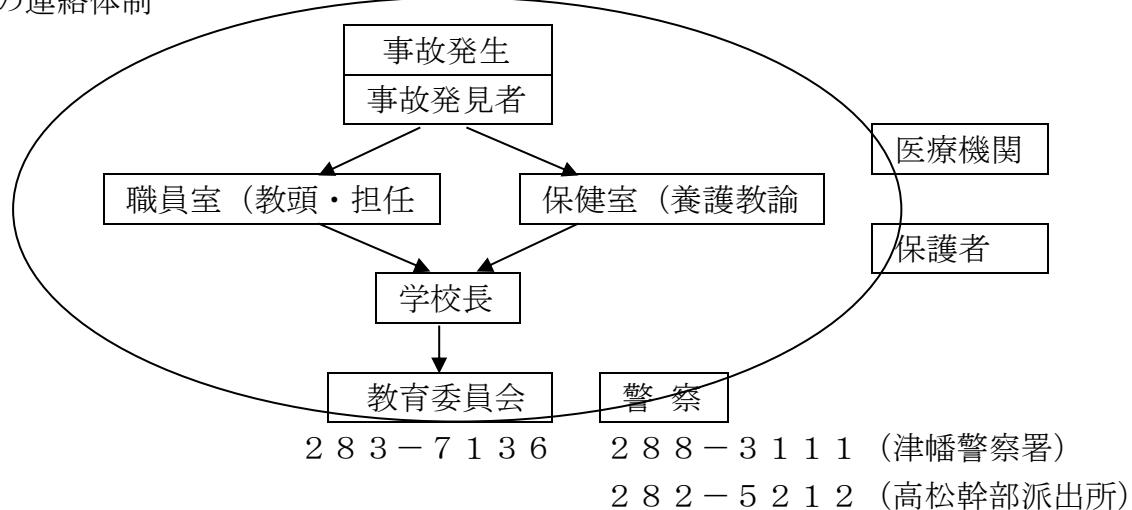
### 1 基本事項

- (1) 学校の救急処置は、次の2つに限定される。
  - ①医療機関または保護者に引き渡すまでの応急手当であること
  - ②一般医療の対象とならない軽微の応急手当であること
- (2) 事故の原因については、担任が家庭との連絡を十分にとる。
- (3) 事故状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。
- (4) 報道機関への窓口は一元化し、保護者には事実に基づく正確な情報を伝える。

### 2 医療機関へ引き渡すまでの流れ

- (1) 学校長に報告したうえで、児童の保護者に連絡をする。
- (2) 医師の在院を確かめ、負傷者の状況を簡単に説明してから医療機関へ輸送する  
事故の状況によっては、直ちに救急車の手配をする。
- (3) 保健調査票を持ち、該当児童に伴い直ちにタクシーで医療機関へ移送する。

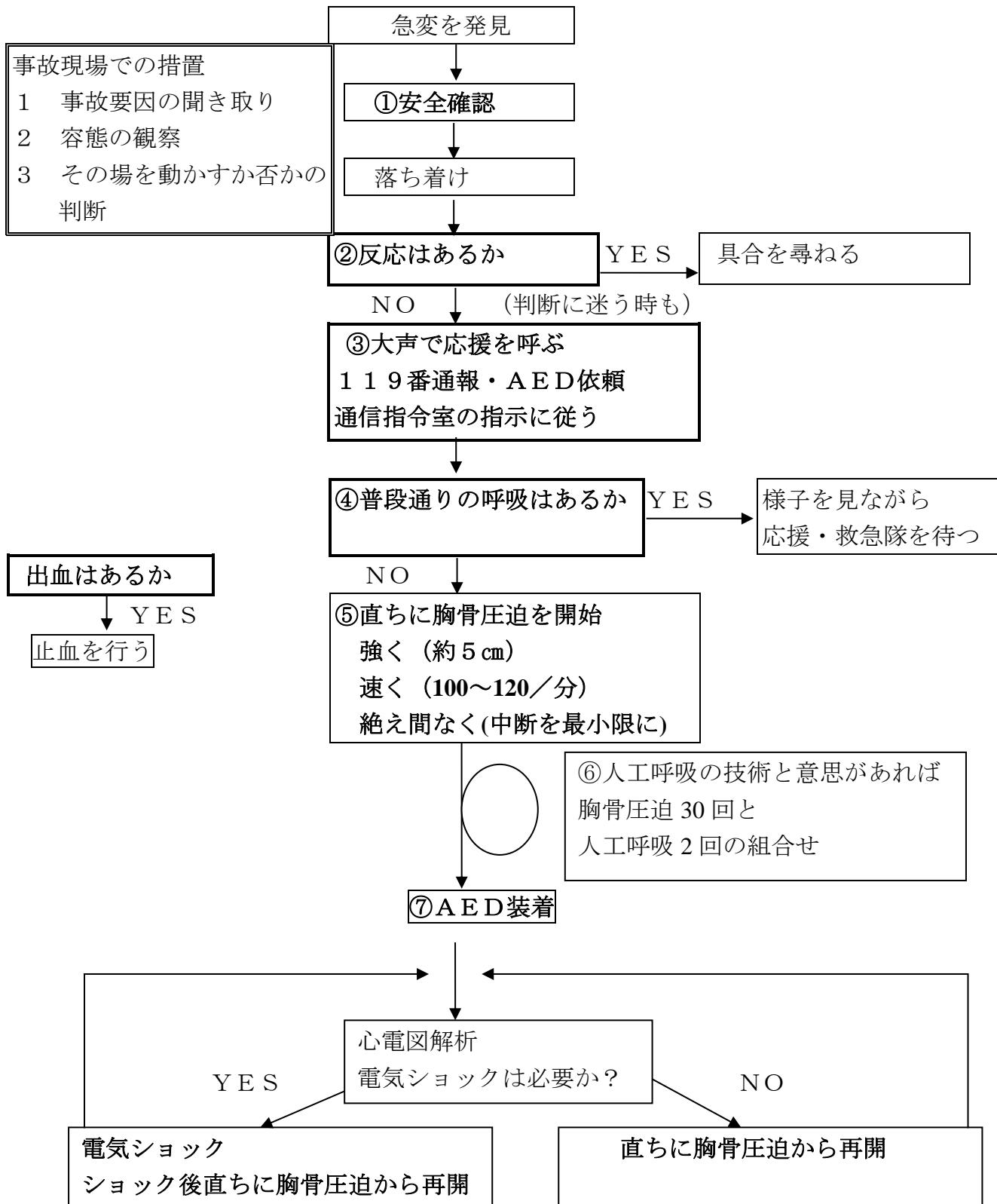
### 3 事故の連絡体制



沖野医院（内科）	281-0500	北谷クリニック	281-8801	飯利医院（歯科）	281-0429
菅野病院（歯科）	281-0470	金沢医科大	286-3511		
角田メディカルクリニック（内科）	281-0012			しばた眼科	204-6355
藤田整形外科	283-7177	にわ薬局（薬剤）	281-1459	きた眼科	283-1515
高松タクシー	281-0007	日本スポーツ振興センター			

- 4 関連法規  日本体育・学校健康センター法  地方公務員法 29条（職務専念義務）  
 国家賠償法 1条, 2条

\*参考資料（応急処置の手順）子ども第一の対応をし、事故の状況を的確に把握しておく

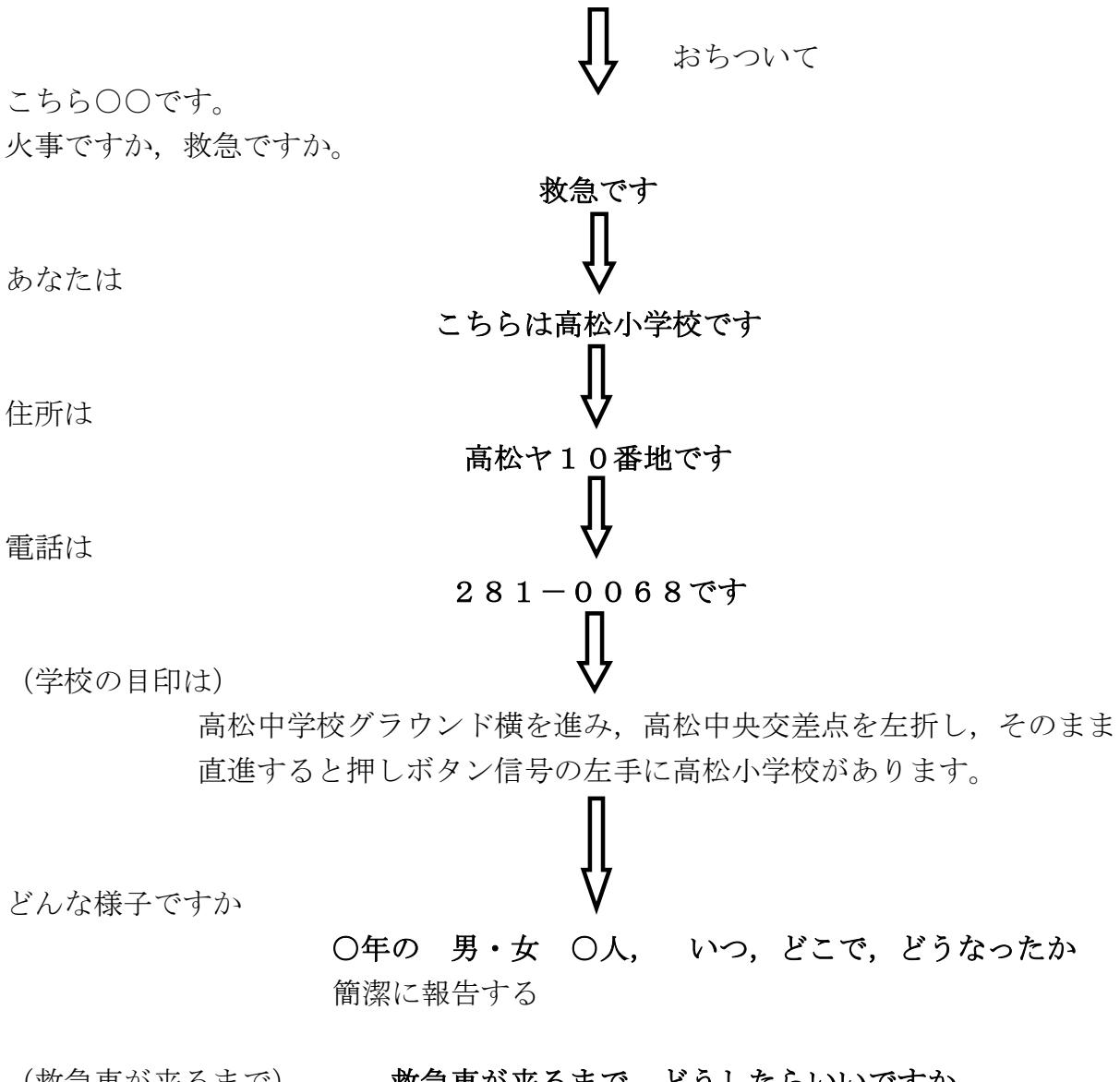


強く、速く、絶え間なく胸骨圧迫を！

⑧救急隊に引き継ぐまで、または呼吸や目的のある  
仕草が認められるまで胸骨圧迫を続ける

## 救急車の呼び方

### 局番なしの 119 番



☆救急車の到着までの観察事項、処理の様子を記録して（心にとめて）おき、  
救急隊員に伝えるようにする

☆駐車場まで救急車を迎えて、誘導する

## 危機対応マニュアル2

# 疾病児童の措置

目的 登校後の児童の疾病を把握し、児童の健康と安全を管理する  
分掌 養護教諭

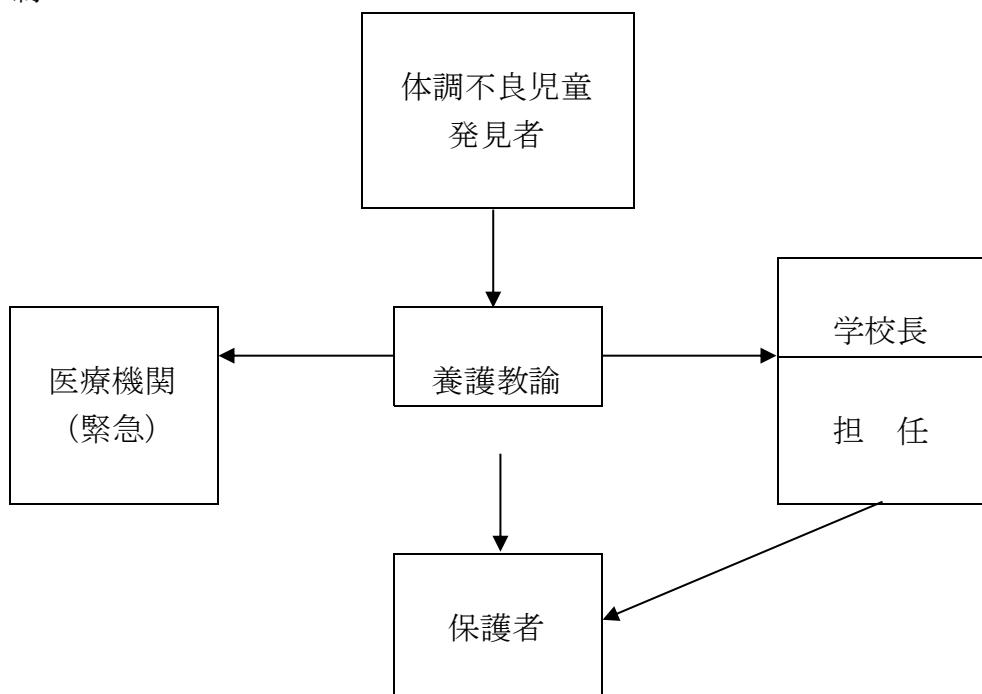
### 1 基本事項

- (1) 登校前の体温が37度以上ある時は、登校を見合させる。
- (2) 登校後に体温が37.5度以上になった場合は、早退させて保護者のもとでの健康管理とする。
- (3) 医師の診断を妨げるような措置は避ける。特に、投薬などは学校医から指示された、必要かつやむをえないものに限る。
- (4) 様態が急変し緊急を要する場合は、「事故の連絡体制」に従って医療機関へ移送する。

### 2 疾病児童の措置

- (1) 登校後に体調が悪くなった場合、養護教諭の判断に従い、速やかに安全で状況に応じた適切な措置をとるとともに、校長に報告をする。また、必要に応じて、校長の判断を依頼する。
- (2) 保護者へ委ねる場合には迎えを依頼するが、やむをえない場合は、養護教諭か担任がタクシーで送る。
- (3) 保健室の休養ベッドの利用は、観察を要する児童に限るとともに短時間とする。

### 3 連絡体制



## 感染症発生時の対応

目的 感染症の発生を把握し、蔓延防止等必要な措置をとる。  
分掌 養護教諭

### 1 基本事項

#### (1) 感染症の種類

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ
- 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- その他 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

(学校保健安全法施行規則第18条)

(2) 出席停止とその解除は、医師の指示に従う。

(3) 発生中に登校していると思われる場合は、家庭と連絡をとり、善処する。

新型コロナウイルス感染症：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日経過するまで。

インフルエンザ：発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで。

百日咳：特有の咳が消失するまで。

麻しん：解熱後3日経過するまで。

流行性耳下腺炎：耳下腺等の腫脹が発現後5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

風しん：発しんの消失まで。

水痘：すべての発しんが痂皮化するまで。

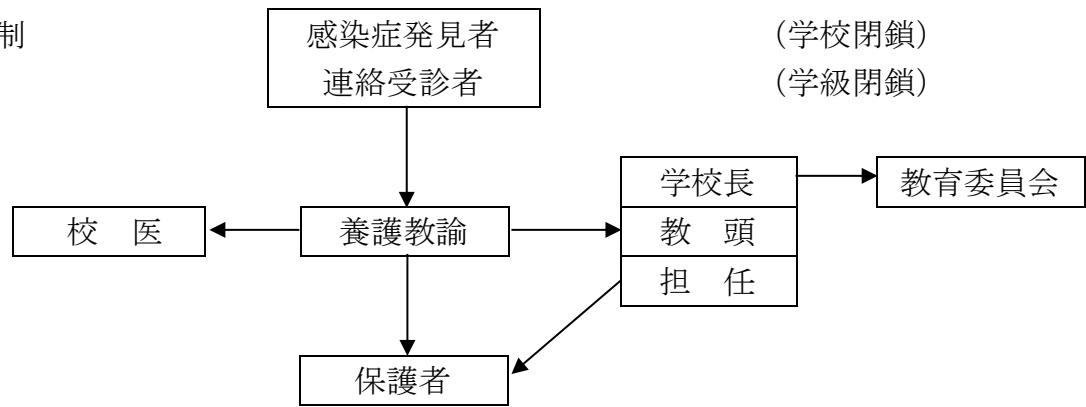
咽頭結膜炎：主要症状消退後2日経過するまで。

結核、髄膜炎菌性髄膜炎：医師によって感染の恐れがないと認められるまで。

### 2 発見時（連絡を受けたとき）の措置

- (1) 発見者や保護者から連絡を受けた時は、速やかに養護教諭に報告する。
- (2) 養護教諭は校長に報告し、必要に応じて校医に連絡をする。
- (3) 流行の兆しが見られるときは、欠席の状況を職員室に掲示し、児童には換気や手洗い、うがい等の必要な措置をとる。
- (4) 欠席者が20%以上になった場合、校医や市教育委員会と相談し、学校閉鎖や学級閉鎖、日課変更を検討する。

### 3 連絡体制



### 4 関連法令 学校保健安全法施行規則 18条（感染症の種類）

// 19条（出席停止の期間の基準）

## 危機対応マニュアル4

# 給食時の異常発生の対応

目的 食中毒等給食時の異常発生の時の迅速かつ適切な対応  
分掌 養護教諭

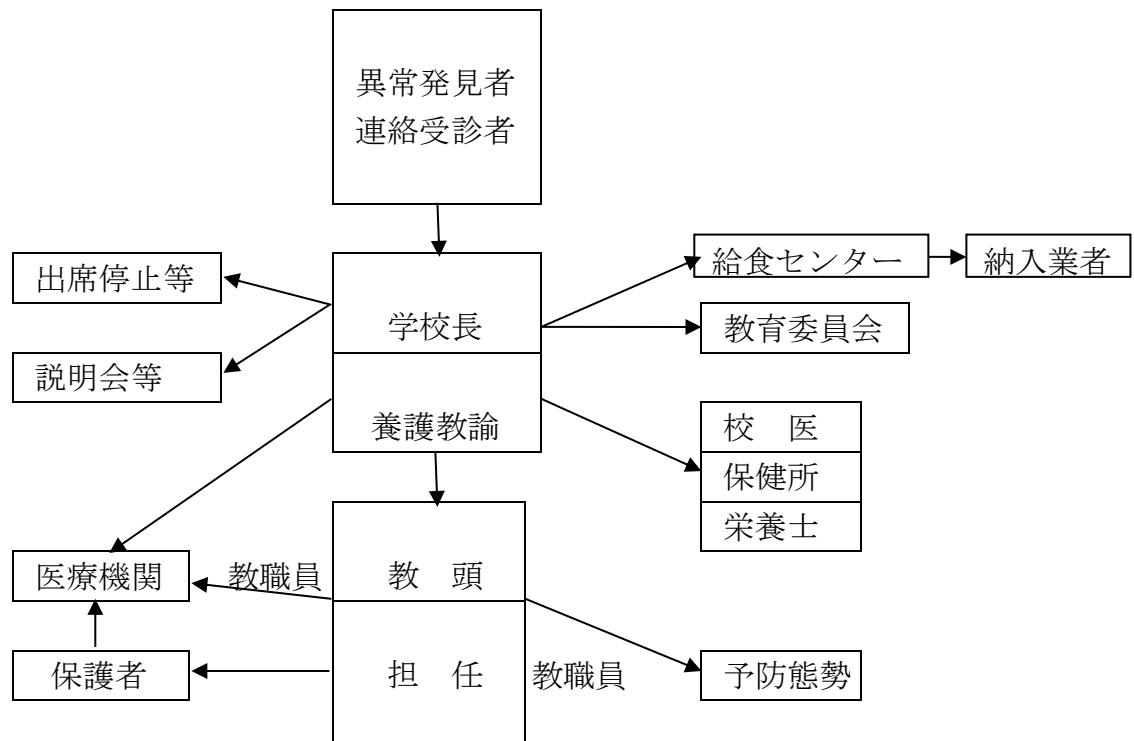
### 1 基本事項

- (1) 食品の異味、異臭その他異常、異物混入等、万一にそなえて検食をする。検食は、児童が給食を食べる時間の30分前までに行い、食品の異常や安全を十分に確認し、検食結果が生かされるように配慮するとともに、検食簿に記録をとっておく。
- (2) 検食は、学校長の責任のもとに、職員室内のメンバーで行い、検食簿に必要事項を記入する。
- (3) 欠席者の給食は、衛生面を考慮して、届けることはしない。
- (4) 異常発生があった場合、報道機関への窓口は学校長に一元化し、保護者には正確な情報を伝える。その際にはプライバシー等の人権に十分配慮する。

### 2 食中毒発生時の措置

- (1) 学校長、養護教諭は、校医、教育委員会、栄養士、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期する。
- (2) 校医等の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立てる。

### 3 連絡体制



### 4 関連法令

学校給食法 (改正 H21.4.1 施行) 学校給食衛生管理基準 (H21.4.1 施行)

## 安全点検

目的 危険物の除去、危険箇所の点検修理等の危険防止  
分掌 教頭

1 点検日時 学期初め（土曜日、日曜日や行事等で都合の悪い時は次の日）  
16:00～16:30の間に実施

2 点検方法

（1）職員が施設設備の管理及び火気責任者が分担して点検を行う。

3 点検場所 管理運営計画（P76）参照

4 点検の留意点

- （1）どの場所も、児童の学校生活の安全面を重視して点検する。
- （2）校舎外施設は、特に、施設（遊具、サッカーゴールを含む）の安全性や錆の状況を点検する。
- （3）体育館は、特にバスケットのゴールを十分に点検する。
- （4）水槽は、水漏れ、排気口、吸気口の金網の状況を点検する。

5 点検表

別表参照

- （1）異常の有無、異常の状況を記入するとともに、安全点検時に処置ができるものについては処置をして、異常欄の×の上に○を記入しておく。
- （2）事後の処置が必要なものについては、点検表が提出されてからできるだけ早急に営繕係等で処置をし、学校長の確認を受けることとする。
- （3）次回の安全点検の折には、先に異常が見られた所を再点検しながら、慎重に見ていくようとする。

6 日常点検等

- （1）危険箇所や注意を要するところは、日常の点検と確認をおこたらないようにし、異常が認められた時には迅速な対応をしていくようとする。
- （2）安全教育を進めるとともに、児童の目による点検活動の展開や安全意識の高揚に努める。

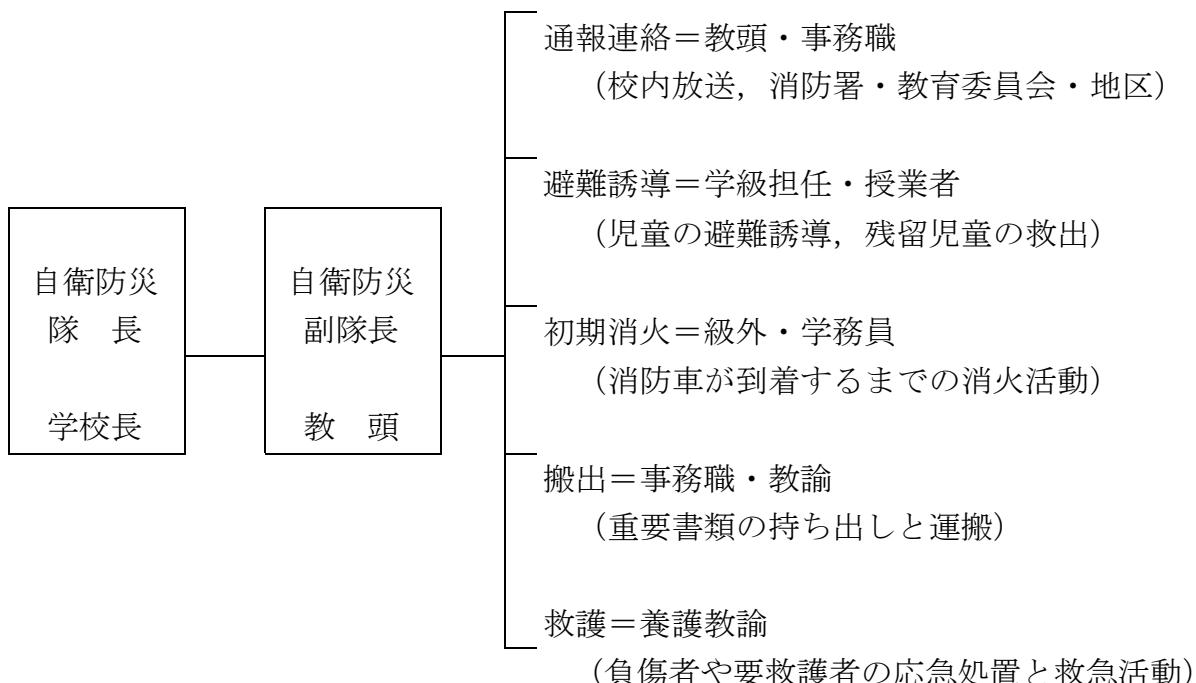
# 防災計画(1) 基本と自衛防災組織

目的 学校防災計画の基本的な考え方と自主防衛組織  
分掌 教頭

## 1 基本的な考え方

- (1) 児童の安全を第一に考える。
- (2) 平素より避難訓練を実施し、緊急に対処できるようにしておく。
- (3) 火気使用場所、火気使用設備・器具の点検については、各責任者があたる。  
火気取締責任者は、施設管理者と同じとし常に防火施設の保全整備に留意する。
- (4) 防火責任者は学校長とする。
- (5) 防火責任者は、常に防火設備、防火器具の整備と保全に留意する。

## 2 自衛防災組織



3 詳細は、「令和6年度かほく市立高松小学校 防災マニュアル」の記載を参照のこと。

## 防災計画(2)火災発生時の対応

目的 火災発生時の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

(1) 「本校消防計画」ならびに、「防災計画（1）」（前ページ）によって行動する。

### 2 火災発見時の対応

(1) 発見者は、大声で「火災発生！」とさけび、非常ベルを押す。

(2) 職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。

「〇〇が火事です。先生の指示に従って運動場に避難しなさい。」

(3) 消防署へ通報（119番）

「高松ヤ10番地 高松小学校が火事です。」

(4) 児童の安全を第一に考えて、初期消火、搬出等を行う。

### 3 児童の避難方法（避難経路は次頁）

(1) 授業中の校内火災

①すべての行動をやめ、静かに緊急放送を聞く。

②教師の指示を受けるまで、勝手な行動はしない。

③ハンカチを出し、静かに素早く廊下に並ぶ。

④煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当てて煙を吸わないよう<sup>に</sup>する。

⑤「お・あ・し・す・も・ち」=押さない・あわてない・しゃべらない・すばやく行動・もどらない・近づかない、特に階段を下りる時には前の児童を押さない。

⑥校庭では、教師を先頭に早足で行動し、集合場所で整列し、座って指示があるまで待つ。

(2) 休憩中の校内火災（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

①放送および教師の指示をよく聞く。

②特に廊下・トイレ等の児童は、その場で放送や教師の指示をよく聞く。

③避難の途中で教室等に引き返さない。

④放送および教師の指示に従い、決められた集合場所に整列し、座って担任教師が来るのを待つ。

(3) 休憩中の校内火災（校庭・運動場等屋外にいる場合）

①放送および教師の指示をよく聞く。

②放送や指示に従い、教室等に引き返さず決められた集合場所に整列し、座って担任が来るのを待つ。

### 4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数を確認し、学校長に報告する（健康観察簿持参）
- ・係分担の活動

## 防災計画(3)地震発生時の対応

目的 地震発生時の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

- ・「本校消防計画」ならびに、前出の「防災計画（1）」によって行動する。

### 2 地震発生時の対応

- ・職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。  
「地震です。机の下に避難しなさい。」（おさまつたら）  
「地震がおさまったようです。先生の指示に従って行動しなさい。」

### 3 児童の避難方法（避難経路は火災発生時と同じ）

#### （1）授業中の地震発生

- ①放送および教師の指示をよく聞く。
- ②あわてて教室外に飛び出したりせずに、机の下に身を入れて頭部を防護する。
- ③放送および教師の指示に従い、避難する場合は火災時の避難に準じて行う。
- ④避難は落下物から身を守るために頭部を保護しながら移動する。

#### （2）休憩中の地震発生（廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合）

- ①放送および教師の指示をよく聞く。
- ②教室にいる場合は、直ちに机の下に身を入れる。
- ③廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、各場所の中央で身を伏せ、その後の教師の指示に従って行動する。
- ④トイレにいる場合は、ドアを開き、その場で地震がおさまるのを待ち、教師の指示に従って行動する。

#### （3）休憩中の地震発生（校庭・運動場等屋外にいる場合）

- ①放送および教師の指示をよく聞く。
- ②校舎や塀から離れ、頭部を守るようにして伏せる。
- ③地震がおさまるのを待ち、教師の指示に従って行動する。

### 4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数を確認し、学校長に報告する（健康観察簿持参）
- ・係分担の活動

### 5 登下校時の避難については、「防災マニュアル 地震・津波編 P21」参照

## 防災計画(4)台風、大雪等の対応

目的　　台風、大雪等への適切な対応（集団下校、臨時休業）  
分掌　　教頭

### 1 基本事項

- (1) 「本校消防計画」ならびに、前出の「防災計画（1）」によって行動する。
- (2) 台風接近や大雪の情報を迅速かつ的確に把握し、授業打ち切りや集団下校などの処置をとる。
- (3) 市教育委員会に連絡し、その指導を受けたり、他の学校と連絡を取りたり、連携しながら学校長が判断する。

### 2 災害による集団下校

- (1) 全校集会や通学地区ごとのグループで、児童に対して現況を知らせ、適切な対応や行動についての指導を行う。
- (2) 集団下校では、通学地区グループの名簿を持参し、担当教師が引率する。
- (3) 通学地区グループ  
　　赤・青1,2・黄・オレンジ・緑・黄緑・紫・ピンク・金の10コースとする

### 3 臨時休業

- (1) 緊急の場合は、メール機能を使って連絡する。
- (2) 休業中の場合は、教頭がメール機能を使い、児童の様子を確かめるとともに、今後の対応や行動の指示をする。
- (3) 臨時休業の間、担任は児童の様子の把握に努めるとともに、状況に応じた適切な連絡をとるようにする。
- (4) メール機能を通じた連絡がない場合でも、各家庭の判断で安全第一を考えて行動をとるように確認しておく。

### 4 関連法規

学校教育法施行規則63条

非常変災等による臨時休業（学校長判断、教育委員会への報告）

## ゲストティチャーへの対応

目的 当該授業で的確に活動できるとともに、快く参加してもらうための対応  
分掌 学校コーディネーター・担当教諭

### 1 基本事項

- (1) 学校コーディネーターを窓口として、ゲストティチャーの受け入れの仕方を決めておいたり、担当教諭を決めておいたりする。
- (2) 地域の人たちの協力を得るためにには、日頃より学校を開く活動を重ね、学校の様子を知ってもらうように努める。
- (3) 依頼する際には、ねらいをきちんと伝え、あわせて事前の打ち合わせを十分に行い、苦言に対しても真摯に受け止め、今後の活動に生かすよう努める。

### 2 ゲストティチャーに対する対応

- (1) 学校コーディネーター又は担任は、校長に対して事前に活動の日時、主旨、ゲストティチャー予定者、活動内容等を知らせる。
- (2) 学校コーディネーターは、電話等を通して、ゲストティチャー予定者本人に了承を得る。
- (3) 学校コーディネーターは、ゲストティチャーに依頼状（必要に応じて派遣願い）を発送する。
- (4) 学校コーディネーター・担当者は、ゲストティチャーと事前の打ち合わせをする。
- (5) 当日は時間的に余裕を持って来てもらい、自然な形で学習活動に参加してもらえるように配慮する。
- (6) 校長室や職員室を一度は訪れるようにしてもらうようする。
- (7) 謝礼（交通費）を渡す。（印鑑が必要な場合は事前に連絡して持参してもらう）
- (8) 札状を発送する。その時には児童の感想やお礼の文を添えるようする。

### 3 謝礼について

- (1) 学校支援ボランティアについては、無報酬であるが、必要に応じて実費や交通費の学校負担を行う。それ以外の外部講師については、謝礼をする。

### 3 事故への対応

- (1) 校長に報告し、その指示を受けて対応する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 活動内容によって危険を伴うことについては、「ボランティア保険」の説明をして加入することを考える。（負担金は謝礼に含める）

## 校外学習での対応

目的 校外学習を円滑に、安全に行うための対応  
分掌 担当教諭・学校コーディネーター

### 1 基本事項

- (1) 事前の検討を十分に行い、下見をした上で、ねらいに沿う形で快く受け入れてもらえるように努め、児童の学習効果が上がるようとする。
- (2) 受け入れ施設等の都合をたずねて、それに合わせるとともに、移動のマイクロバスの確保するためにも、時間的な余裕を持って計画や準備をする。

### 2 校外学習の流れ

- (1) 学校コーディネーター又は担任は、校長に対して事前に活動の日時、主旨、活動内容等を知らせる。
- (2) 学校コーディネーター又は担任は、電話等を通して、相手先に受け入れてもらえるかどうか確認する。
- (3) 教頭が市のマイクロバスを依頼する。（活動により雨天の場合も考えておく）
- (4) 学校コーディネーター又は担任は、相手先に依頼状を発送する。
- (5) 学校コーディネーター又は担任は、下見や事前の打ち合わせをする。
- (6) 担任は、定められた「校外学習実施計画書」を提出する。
- (7) 当日の校外学習を行う。
  - ・児童には、あいさつや礼儀、感謝の気持ちを大切にするよう指導する。
  - ・緊急連絡に備えて携帯電話等を持参するのが望ましい。
- (8) 札状を発送する。その時には児童の感想やお礼の文を添えるようにする。

### 3 謝礼について

- (1) 校外学習の講師については、原則として、無報酬とする。

### 4 事故への対応

- (1) 校長に報告し、その指示を受けて対応する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 携帯電話等を持参し、事故が起きた場合に備える。

## 校内不審者への対応

目的 校内に不審者が侵入した場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

### 2 不審者の早期発見

- (1) 職員による計画的な校内巡視、各出入り口の施錠を行う。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時30分～8時10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠担当職員が 7 時 30 分に児童玄関を開錠し、8 時 30 分に施錠する。</li> <li>・児童は遅刻した場合は職員玄関のインターフォンで連絡し、開錠してもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員玄関のインターフォンで用事を告げ、開錠してもらう。</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童玄関を使って出入りする。開錠・施錠は授業担当者が行う。</li> </ul>	
下校時間 曜日・学年により時間帯は異なる。（完全下校 16 時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員が児童玄関を開錠し、児童の下校後に施錠する。</li> </ul>	
下校時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日直が玄関の施錠を確認する。</li> </ul>	

- (2) 来校者には職員玄関のインターフォンで用件を申し出もらい、玄関で名簿への記名、名札の着用を依頼する。
- (3) 教職員は、来校者とそれ違った際には積極的に声掛けをし、不自然な様子があれば用件を尋ねる。正当な理由がない場合は、退去を求める。
- (4) 不審者である場合はすぐに職員室に連絡するとともに、複数の職員で対応する。
- (5) 児童による職員への通報体制の指導をする。

### 3 緊急事態発生時の対応

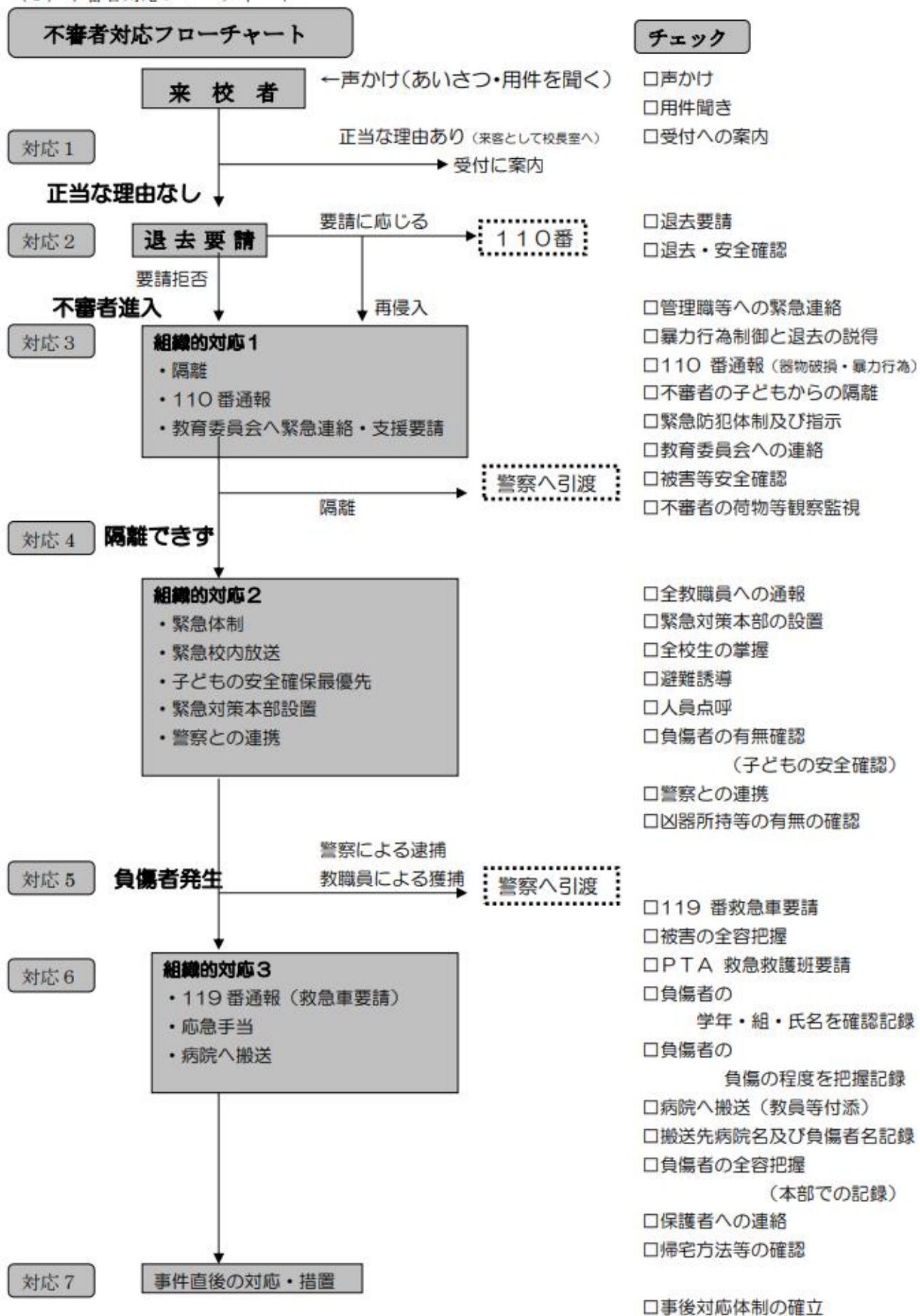
- (1) 退去を求めたのに応じなかつたり、危害を加える恐れがあつたりする場合には、組織的な対応をする。
  - ①職員室へ緊急連絡
  - ②暴力行為の抑止、別室等への隔離
  - ③110番通報、市教育委員会への緊急連絡と支援要請
- (2) 隔離等できない場合は、児童の安全を守るために次のような組織的対応をする。
  - ①平時に共通理解してある役割分担に基づき、安全対策班と児童掌握班に分かれて対応する。

- ②安全対策班は、防衛や不審者の移動阻止に努める。
- ③「ふくろうがまいおりました。」（＝C態勢）という校内放送を合図にして、児童掌握班は、児童の掌握に努め、待機や避難誘導にあたる。
- ④負傷者がいる場合には、速やかに119番通報や応急手当を行う。なお、緊急とはいえ、被害者の心理にも十分に配慮した対応に努める。
- ⑤対策本部（本部長は学校長）を設置、発動し、事後の対応や措置にあたる。
  - ・情報の整理と一元的な提供
  - ・保護者への説明
  - ・心のケア
  - ・教育再開準備と再発防止対策実施
  - ・報告書作成と災害共済手続き

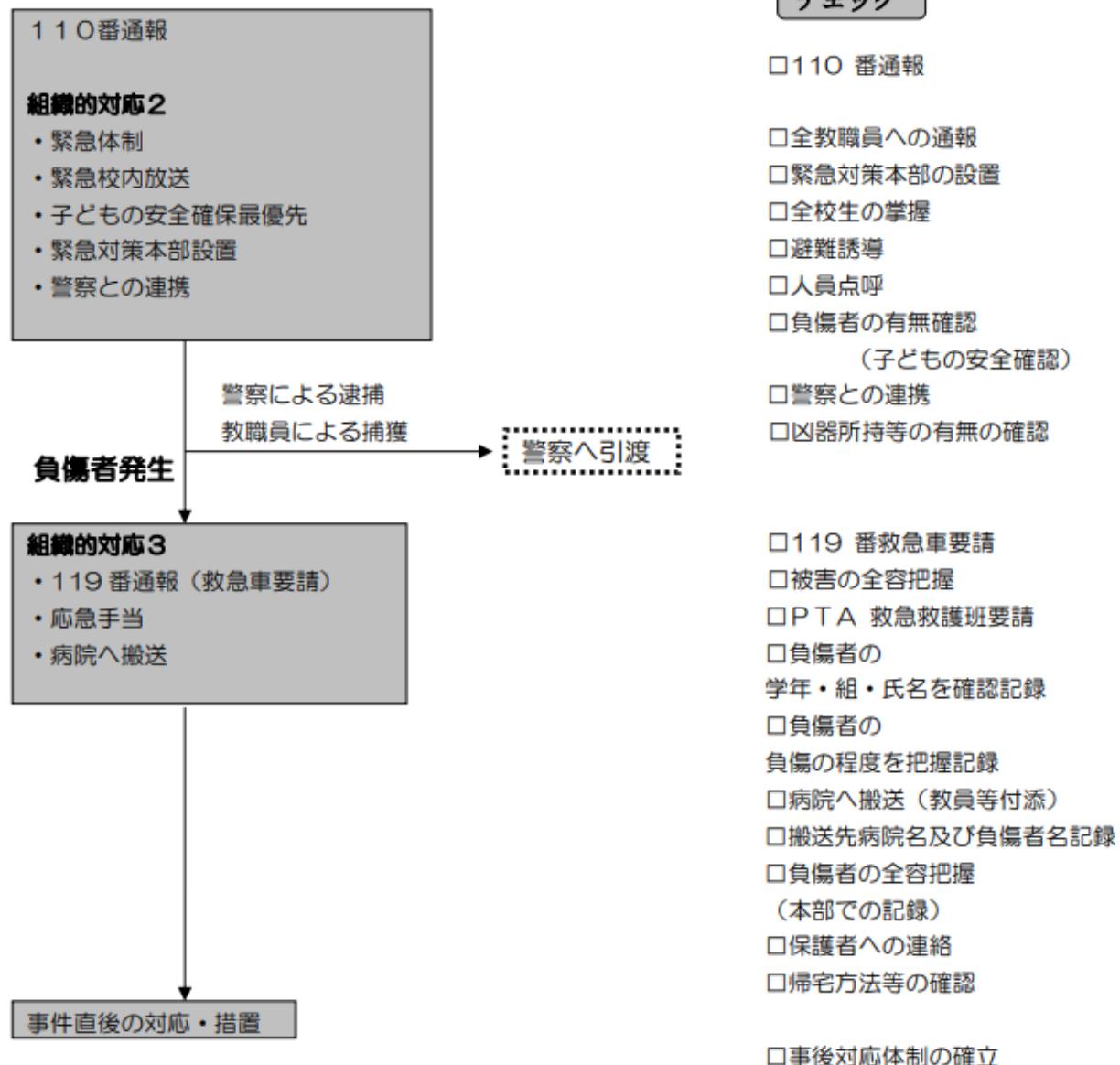
#### 4 日常の配慮事項

- (1) 職員室の机の上等に個人情報に関わるような書類を放置しない。（金品も同様）
- (2) 来校者がいる時に、個人や学校の話題や情報については十分に配慮する。

(6) 不審者対応フローチャート



## 明らかに不審者の場合のフローチャート



※ 各ケースの対応については、対応マニュアルをつくり、的確な対応ができるようする。

なお、対応マニュアルは、全職員が持つと同時に職員室に掲示しておく。

## 校外不審者への対応

目的 校外不審者の通報を受けた場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに、110番の家等との具体的な連携を図る。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

### 2 安全教育

- (1) 安全教育を行い、安全面での理解を深める。
- (2) 自分たちの近くや通学路にある「子ども110番の家」の場所と、その意味や行動を理解させる。
- (3) 不審者を見かけたら、家人や学校に連絡するように指導する。

### 3 連絡を受けたときの対応

- (1) 児童の安全を第一にして、心のケアに配慮した対応に努める。  
①児童の状況（何があったのか等）を把握する。

ア 学年、名前  
イ 何が…わいせつ、声かけなど  
ウ いつ、どこで  
エ 不審者の特徴…性別、年齢、身長、体格、服装など  
オ 車のナンバー  
カ だれといたか、その後どうしたか

- ②警察や市教育委員会への連絡
- ③近隣の学校へ情報を伝え、適切な対応を求める。
- ④状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。

### 4 事後措置

- (1) 全職員に事態を知らせ、学校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。
- (2) 児童の安全を確保するために、全校や学級で適切な指導を行う。
- (3) 保護者に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導をお願いする
- (4) P T A会長に事実を知らせるとともに、安全確保のためのP T A役員による配慮や指導をお願いする。

## 原子力災害への対応

目的 原子力緊急事態発生の通報を受けた場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、把握しておく。
- (2) 災害発生時には、テレビ、インターネット、市の防災無線等を通じて正確な情報の収集に努める。
- (3) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに、近隣の学校とも情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

### 2 安全教育

- (1) 放射線について知り、放射線から身を守る方法を知らせる。  
小学生のための放射線副読本「放射線について考えてみよう」を使用
- (2) 学校のようなコンクリートの建物と木造家屋との違いを知り、退避（避難）場所を自分で判断することができるようとする。

### 3 災害発生時の対応

市の指示に基づいて、退避・避難する。

#### ＜退避＞

屋外にいた児童は、校舎か体育館に入る。

#### ＜避難＞

上下校途中や放課後、休日などは、家や指定された建物などから離れ、指定された別の場所に移る。（ガスや電気を消す・戸締まりをしっかりとし、徒歩で・持ち物は少なく・隣近所といっしょに）

#### 屋内では

- (1) 戸、窓を閉める等外気を遮断する。
- (2) 屋外から中に入ったら、顔や手の洗浄、シャワーをする。
- (3) 電気・ガスを消す。

### 4 事後措置（施設の事故が収まるまで）

- (1) 空気を直接吸い込まないよう、マスクやハンカチで口を覆う。
- (2) 放射性物質が決められた量より多く入った水や食べ物をとらない。
- (3) 長袖を着る。
- (4) 食器にふたをしたり、ラップをかけたりする。
- (5) エアコン（外からの空気を取り込むもの）や換気扇の使用を控える。

## 弾道ミサイル発射に係る対応

目的 弾道ミサイル発射により、J アラートを通じて緊急情報が発信された場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

- (1) 日頃より、弾道ミサイルが着弾した際に適切な避難行動がとれるように、正しい知識を身につけさせるよう努める。
- (2) 緊急情報発信時には、テレビ、インターネット、市の防災無線等を通じて正確な情報の収集に努める。
- (3) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに、近隣の学校とも情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

### 2 安全教育

- (1) 弾道ミサイルについて知り、どのような危険が想定されるかを知らせる。
- (2) 建物の中に避難し、できるだけ窓から離れて床に伏せて頭部を守る姿勢を取ることを指導する。

### 3 緊急事態発生時の対応

#### J アラートによる発射情報が伝達（テレビ・防災無線等）された場合

- (1) 児童生徒が自宅にいる場合。  
→安全が確認できるまで自宅待機するよう指導する。  
(※上空を通過し、離れた海域に着弾などの情報が伝達されたら登校)
- (2) 登下校中である場合  
→学校、自宅、110番の家など近くの頑丈な建物や地下道内へ避難し待機するよう指導（※と同様）
- (3) 学校にいる場合  
→直ちに校内放送で伝達し、校舎内へ避難させ、机の下に潜らせるなどの緊急の安全対策を取る。  
→窓・カーテンを閉める。

#### ミサイルが近くに着弾した場合

- (1) 屋外にいた場合  
→口と鼻をハンカチで覆いながら、密閉性の高い建物内へ避難するよう指導。
- (2) 屋内にいた場合  
→窓・カーテンを閉め、目張りをするなど、室内を密閉する。
- (3) 学校での安全確認  
→衝撃が収まった後、安全な場所へ避難し、安否確認・指示を行う。  
→速やかに保護者と連絡を取る。

### 4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数を確認し、学校長に報告する（健康観察簿持参）・係分担の活動

目的 学校への犯罪予告被害を受けた場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

1 基本事項

- (1) 犯罪予告があった場合には、市教育委員会、警察に連絡し、関係機関と連携しながら、授業打ち切りや集団下校などの処置をとる。

2 安全教育

- (1) 不審物を見つけたとき、トラブルに巻き込まれた時の対応について知る。

3 犯罪予告時の対応

(1) 状況把握とその対応

- ・犯罪予告内容、相手について、市教育委員会・警察への連絡、児童の安全確保不審物の点検・監視、児童の登下校の安全確認、警察・安全ボランティアの協力体制、メールで概要と対応の説明、集団下校

4 事後措置

- (1) 情報の収集・整理をし、保護者への説明会を開催する。  
(2) 一定期間登下校の見守りや警戒態勢を関係機関と協力してとる。  
(3) 負傷した児童やショックを受けている児童に対する心のケアを行う。  
(4) 学校再開に向けて、教育委員会、警察等と連携して行う。

目的 インターネットを介した犯罪被害を受けた場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

## 1 基本事項

- (1) 日頃より、犯罪被害の未然防止及び問題発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- (2) 被害発生時には、正確な情報の収集に努め、警察、法務局・地方法務局に相談し、早急に対応する。
- (3) 児童がトラブルに巻き込まれないようにするために、保護者に対して、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導することなどを通じて、保護者と児童と一緒に考える機会を作る。

## 2 安全教育

- (1) インターネットや携帯電話等の特性を知り、被害者や加害者にならない方法を知らせる。
- (2) トラブルに巻き込まれた時の対応について知り、被害を深刻化させないようにする。

## 3 被害発生時の対応

- (1) 可能な限り被害児童及び保護者の了解のもと、事実の確認をする。
  - ・発見までの経緯、書き込み者的心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況、書き込みの実態
- (2) 対応方針の検討
  - ・把握した実態を、速やかに校長、教頭、生徒指導主事等に連絡する。ただし、当事者の気持ちを尊重し、当事者の意向と異なる対応をせざるを得ない場合でも、できる限り当事者の心情に配慮する。
  - ・被害児童への対応（不安の共感的理解）、加害児童への対応（書き込みが分かっている場合）、当事者以外の一般児童への指導
  - ・インターネット上の対応（書き込みの削除、削除依頼の時期の検討）

## 4 事後措置

- (1) 全職員に事態を知らせ、学校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。
- (2) 被害児童の心のケアをする。（1ヵ月程度）
- (3) 書き込み状況の経過を見る。（1ヵ月程度）

目的 热中症予防や热中症を発症した場合の迅速、適切な対応  
分掌 教頭

### 1 基本事項

- (1) 日頃より、熱中症予防のために、熱中症に関する情報収集・伝達体制の整備に努め、全教職員で共通理解を図ると共に、保護者とも共有する。
- (2) 暑さ指数等を基準とした運動・行動の指針を設定し、それに基づいた運動や各種行事の内容変更や中止・延期の判断を行う。
- (3) 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える文化を醸成する。

### 2 安全教育

- (1) 热中症警戒アラート、暑さ指数（WBGT）の意味やそれらに基づく運動等の指針、対応等について指導すると共に、保護者とも共有する。
- (2) 児童自らが熱中症の危機を予測し、安全確保の行動がとれるように指導する。
- (3) マスク着脱の基準や具体的な場面、涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給等について指導すると共に、保護者に熱中症への注意喚起を行う。
- (4) 暑さ指数（WBGT）31を超えた場合、屋外での活動を取りやめる。

### 3 热中症発症時の対応

- (1) 迅速かつ的確に応急処置を講じ、重症度の判断をする。
  - ・症状がある場合はすずしい場所へ移動させ、すぐに体を冷やす、水分補給を行うなどし、安静にしながら症状が改善するかどうか様子を見る。I度（現場の応急処置で対応できる）、II度（病院への搬送が必要）、III度（入院し、集中治療が必要）のうち、意識が朦朧としている、自力で水分補給ができない、症状が改善しない場合は病院へ搬送する。
- (2) 热中症発生時の役割分担及び連絡体制の確立
  - ・アクションカードを作成して職員が役割を分担できるようにしておき、職員室の見やすい場所に置く。
  - ・応急手当や救命処置（心肺蘇生、AEDの使用）等に関する職員研修を行い、実際の対応ができるようにしておく。

### 4 事後措置

- (1) 全職員に事態を知らせ、学校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。
- (2) 保護者への引き渡し、病院への搬送、引き渡しまでの待機の判断や方法等について決定し、対応する。
- (3) 児童の心の健康状態の把握、支援体制を整え、心のケアを行う。
- (4) 情報の整理と保護者への説明や対応、再発防止に向けた対策等を行う。

## 校内体制について

◆学校では、校内体制を整備・構築し、児童生徒の安全に十分配慮する。

## 学校及び調理場で取り組み

- ・医師の適切な診断による学校生活管理指導表（又は医師の診断書）を受け取る（必須）
- ・校内委員会を設け組織的に対応する
- ・保護者から十分な情報提供を求める（面談の実施）
- ・面談等を実施した上で個別取り組みプランを作成する
- ・安全性を最優先した給食提供（複数によるチェック）
- ・献立内容の工夫や食材の工夫、わかりやすい献立表の作成
- ・学校や調理場の現状について、保護者の理解を得る
- ・実施可能なマニュアルの整備（定期的な訓練の実施）
- ・実践的な研修（全職員が「エピペン」を扱えるように）
- ・発達段階をふまえ、食物アレルギーに関して指導する
- ・食物アレルギーの児童生徒保護者らに対し必要に応じケアを行う

◆学校では、校内食物アレルギー対応委員会を設置・開催し、組織的に対応する。

## &lt;食物アレルギー対応委員会&gt;

メンバーセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職（校長、教頭）</li> <li>・養護教諭</li> <li>・学級担任</li> <li>・給食担当職員</li> <li>・保健主事</li> <li>・栄養教諭（学校栄養職員）</li> <li>・調理員</li> <li>・共同調理場長</li> <li>・主治医</li> <li>・学校医</li> </ul>
対応委員会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応マニュアルの作成（全体・緊急時）</li> <li>・献立表・使用食材の確認</li> <li>・情報共有（アレルギー疾患の理解、個別取り組みプラン等）</li> <li>・エピペンの管理・保管場所の確認</li> <li>・校内研修の実施</li> <li>・ヒヤリ・ハット事例の検証</li> <li>・緊急時の校内訓練の実施</li> <li>・教育委員会への報告</li> <li>・校内巡視 等</li> </ul>

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

**アレルギー  
症状がある**  
(食物の間与が  
疑われる)

**原因食物を  
食べた**  
(可能性を含める)

**原因食物に  
触れた**  
(可能性を含める)

**発見者**

- ① 児童生徒をその場から動かさない、絶対一人にしない
- ② 歩けるようなら、はき出させ、口をすすぐせる。
- ③ 内服薬を飲ませる。
- ④ 助けを呼び、人を集め(3人以上)
- ⑤ エビペンと、緊急時対応マニュアルを持ってくるよう指示

## 症状の緊急性チェック (5分以内に判断)

### 緊急を要する症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈がふれにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 持続する強いお腹の痛み  
(がまんできない痛み)
- 繰り返し吐き続ける

1つでも  
あてはまる  
症状が  
ある場合

- ① ただちにエビペンを使用する
  - ② 救急車を要請する(119通報)
  - ③ 呼吸がない 反応がない場合  
心肺蘇生法 AEDの措置
- |      |      |     |
|------|------|-----|
| 心肺蘇生 | 開始時間 | 時 分 |
| AED  | 開始時間 | 時 分 |
- ④ その場で安静に保つ  
(立たせたり、歩かせたりしない)
  - ⑤ その場で救急隊を待つ
  - ⑥ 可能なら内服薬を飲ませる

ただちに救急車で  
医療機関へ搬送

ぐったり、意識もうろうの場合



仰向けにし、足を高くする

食物を摂取(接触)した時刻	時	分
観察を開始した時刻	時	分
内服した時刻	時	分
エビペンを使用した時刻	時	分

### 注意を要する症状

- 数回の軽い咳

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回の嘔吐
- 1~2回の下痢

- 顔全体の睡れ
- まぶたの睡れ

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

1つでも  
あてはまる場合

- ① 内服薬を飲ませ、エビペンの準備をする
- ② 速やかに医療機関を受診する  
(救急車の要請も考慮)
- ③ 安静にできる場所に移動
- ④ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、緊急を要する症状が出現した場合、エビペンを使用する

速やかに  
医療機関を受診

※赤枠内を記入してください 【改訂版様式⑥】

年組 氏名
生年月日 平成 年 月 日
注意すべき症状
・内服薬 ( ) ・エビペン
保護者連絡先
① ( ) : ( )
② ( ) : ( )
緊急時搬送医療機関
( ) ; ( )

- ◆ 5分毎に、観察、記録。
- ◆ 緊急を要する症状が、一つでもあれば、エビペンを使用する。
- ◆ いずれの場合必ず保護者に連絡をする。
- ◆ 当該児童対応、連絡、通報、記録など、管理職が役割分担する。

### 観察を要する症状

- 軽いお腹の痛み
- 吐き気

- 目のかゆみ、充血
- 口の中違和感、唇の睡れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでも  
あてはまる場合

- ① 内服薬を飲ませる
- ② 安静にできる場所に移動
- ③ 少なくとも1時間は5分毎に症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診する

安静にし  
注意深く経過観察

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



上半身を起こし、後ろに寄りかからせる

※ 上記の症状がでたら、保護者の到着を待たず、校長の判断のもとにエビペンを使用する